

6月は「不正改造車を排除する運動」強化月間

クルマの不正改造は犯罪です!

国土交通省

国内の自動車保有台数は、令和7年12月末現在で8千万台を超え、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっています。一方、昨年の交通事故による死者数は2,547人、負傷者数は33.8万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭っている状況が続いています。また、暴走行為が過積載等を目的とした不正改造車を安全を脅かし道

路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっており、社会的にその排除が強く求められています。

一方で、マイカーを改造したことにより保安基準に不適合となったものの、その認識がないまま走行している運転者も数多く見られます。保安基準に適合させつつ、車検後に不正改造を行う施工業者も、更にはその

ような不正改造車について検査合格を要する悪質な事業者が存在することも事実です。このため、国土交通省は、不正改造車排除の意識を高め、車両の安全確保・環境保全を図るため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、東北運輸局管内では、6月を強化月間として、特に違法マフラーの排除に向けた取り組みを強化し



不正改造車を見つけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車 排除する運動 ホームページ

国土交通省 東北運輸局 山形県 山形市 山形県自動車協会

www.tenken-seibi.com

山形県 自家用自動車

定価1部・20円
会員の購読料は会費に含まれております
発行所
山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人
山形県自家用自動車協会
電話023 (686) 3951
https://www.y-jikayo.or.jp
印刷/株式会社印刷所

ています。本年度の重点排除項目は次の5点です。

①タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し

②灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例側面方向指示器の取外し)

③前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

④マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着

⑤大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造変更等

◆不正改造車の情報提供連絡先
東北運輸局山形運輸支局整備担当部門
Tel.023 686 4711
(ダイヤル2)

自賠責保険料13年ぶりに引き上げ

金融庁

金融庁は、4月30日開催された自賠責保険審議会で、自賠責保険の保険料の引き上げを決定。今年11月1日からの適用となりました。今回の改定は、交通事故の下げ止まりや医療費の上昇により、1件あたりの保険金支払いが増えていることが主な要因です。また、コロナ禍で事故が減った際に生じた余剰資金が減少し、現行の保険料では将来の保険金

2年契約の保険料(沖縄県及び離島を除く)
(2026年11月改定)

	現行額	改定額	引上額
自家用乗用自動車	17,650円	18,560円	910円
検査対象軽自動車	17,540円	18,660円	1,120円

支払いに不足が生じる見通しとなったことも背景にあります。さらに、事務コストなどの運営費も上昇しており、制度を安定的に維持するために必要な見直しとしています。引き上げは2013年以來となり、沖縄県と離島を除く自賠責保険料は、一般的な2年契約では、自家用乗用車が910円(5.2%)の引き上げで1万8,560円、検査対象軽自動車は1,120円(6.4%)の引き上げで1万9,780円となります。

生活道路の法定速度が引き下げられます!

令和8年9月1日施行改正道路交通法施行令

警察庁

改正道路交通法施行令が施行され令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hへ引き下げられます。今回の改正は、生活道路での歩行者・自転車の安全確保を目的とした見直しとなります。

生じた際の被害が大きくなりやすいことから、速度抑制が求められてきました。

- 法定速度が30km/hとなる道路
- 中央線・車両通行帯がない一般道路Ⅱ(生活道路)
- 道幅が狭く、地域の生活圏として利用される道路

帯がある一般道路Ⅰ(生活道路)でも、(例)生活道路でも40km/hの標識があれば、最高速度は40km/h

- 安全運転へのお願い
- 速度を控える
- 見通しの悪い場所では特に注意する
- 子どもや高齢者の飛び出しを予測する
- 等より一層の安全運転をお願いします。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

60km/h → 30km/h

令和8年9月1日 改正道路交通法施行令

警察庁・都道府県警察

「天童南スマートIC」名称決定!

東日本高速道路(株)東北支社 天童市

この度、東日本高速道路(株)東北支社が共同で事業を進めている東北中央自動車道に接続する新たなスマートインターチェンジについて、現在の工事進捗状況を踏まえ開通見通しと名称が決定しました。

1 開通見通し: 令和8年度内
2 名称: 天童南(てんどうみなみ)スマートインター



天童南スマートICの概要
[路線] 名東北中央自動車道(山形JCT)・天童IC間
[連結位置] 山形県天童市大字高橋地内
[連結形式] 本線直結型

身近な道路で増える自転車事故の特徴と防止策

交通事故総合分析センター

交通事故総合分析センター(ITARDA)の「イタルデザインフォーメーションNo.150」では、市街地の住宅地など身近な道路における自転車事故の特徴が示されています。これらの道路ではゾーン30やハンブなどの安全対策が進められています。自転車は速度が出やすく、利用者が必ずしも運転免許を持たないことから、適切な判断ができず事故につながるケースが目立ちます。

身近な道路では年間3万件を超える事故が発生し、その約45%に自転車がかかわっています。特に出会いの頭事故が多く、自転車側では若年層の一時停止無視や安全確認不足が、自動車側では速度を落とさず交差点に進入する行動が主な原因となっています。

事故を防ぐためには、自転車利用者が止まるべき場所や交差点で十分な左右を確認することが重要です。子どもには家庭での声かけや実際の道路での指導が効果的です。また、自動車ドライバーは住宅地で速度を抑え、交差点で確実に安全確認を行い、自転車が止まらず進入し、衝突する可能性を常に意識する必要があります。



発生しています。地域全体で交通安全の意識を高め、基本行動である「止まる・見る・速度を落とす」を徹底し、安全な道路環境づくりを進めていきましょう。詳しくは交通事故総合分析センターHP「イタルデザインフォーメーション」をご覧ください。

第51回理事会を開催

県自家用自動車協会

5月28日、山形県ホテルにおいて、山形県自家用自動車協会第51回理事会が開催されました。

この度の理事会は、令和7年度事業報告並びに収支計算承認、第15回定時総会の開催及び正会員の入会について審議するため開催したもので、協会の理事、監事9名が出席し、議案は満場一致で承認されました。



理事会の開催風景

3月の県内新車新規登録・届出数 ☆3月総合計11.8%減(4ヶ月ぶり減少)

東北運輸局

山形県の3月における新車新規登録・届出数は総合計5,426台で前年同月比11.8%減と4ヶ月ぶりの減少となりました。

○登録自動車は合計で16.8%減と2ヶ月連続の減少となり、乗用車全体でも20.8%減と9ヶ月連続の減少となりました。うち普通車が18.5%減と11ヶ月連続の減少、小型車は24.4%減と6ヶ月ぶりの減少となりました。

貨物車全体では12.6%増と7ヶ月連続の増加。その他のバス、特種等については4月の県内新車新規登録・届出数

別表 3月新車新規登録・届出数

登録自動車	乗用	8年3月		増減	率
		前年同月	増減		
乗用	普通	1,516	1,859	▲343	▲18.5
	小型	909	1,202	▲293	▲24.4
計		2,425	3,061	▲636	▲20.8
貨物		357	317	40	12.6
その他		107	96	11	11.5
計		2,889	3,474	▲585	▲16.8
軽自動車		2,488	2,632	▲144	▲5.5
小型二輪車		49	48	1	2.1
総合計		5,426	6,154	▲728	▲11.8

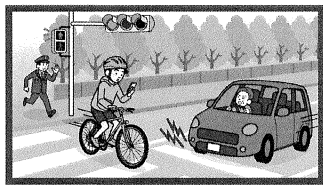
注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車等である。
2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値

自転車への青切符制度

～導入後1か月間の状況～ 警察庁

令和8年4月1日から、自転車にも交通反則通告制度(青切符)が導入されましたが、この度、警察庁は制度開始から1か月間の運用状況(暫定値)について公表しました。

青切符の告知件数は2,147件で主な違反としては、一時不停止846件(40%)、携帯電話使用713件(33%)、信号無視298件(14%)、踏切立入156件(7%)、右側通行63件(3%)で、青切符とは別に、交通ルール違反への指導警告票は135,855件と大幅に増えました。制度導入を機



イラスト(政府広報オンライン)から

に、自転車利用者への指導が強化されています。今後の取組みとしては、自転車ヘルメット等を活用した交通ルール等の周知、自転車ポータルサイトの内容充実、交通反則通告制度の適切な運用をあげています。

令和8年度も実施!

自転車ヘルメット購入費用助成

山形県

「道路交通法及び山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車に乗るすべての人の自転車ヘルメット着用が努力義務と定められています。一方、県警察本部が昨年6月に県内でヘルメットの着用率を調査したところ、17.8%にとどまっております。これを促そうと、学校から自転車通学の許可を受けている高校生を対象にヘルメット購入費用の2,000円分を助成しております。

高校生の皆さん! 2,000円引きでヘルメットをかぶろう!!

かぶるきっかけが事故では無い。

県内全高校生のヘルメット着用について

助成期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日

対象者: 県内の高等学校、県立の高等専門学校、私立の高等学校、私立の高等専門学校に在籍する「自転車通学許可を受けている方」

販売店舗: 県内に所在する「真のホームページ」

利用方法: 1. 対象校から届出書をもらう 2. 対象校から届出書をもらう 3. 対象校から届出書をもらう

注意事項: 1. 対象校から届出書をもらう 2. 対象校から届出書をもらう 3. 対象校から届出書をもらう

お問い合わせ: 山形県警察本部 地域安全課 電話: 023-630-2682 又は 2460

- ◇助成期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ◇助成対象となるヘルメット
 - 1 助成期間内に購入していること
 - 2 新品であること
 - 3 販売価格が2,000円(税込)以上であること

- 4 安全基準をみたしていること
- ◇購入方法
 - 1 学校の確認印がある
 - 2 「購入申込書」を事業協力店に提出し、2,000円引きで購入する
 - 3 「購入申込書」を事業協力店に提出し、2,000円引きで購入する
- ◇事業協力店 県ホームページからダウンロード、又は通学する学校からもらう

4月総合計6.8%増(3ヶ月ぶり増加)

東北運輸局

山形県の4月における新車新規登録・届出数は総合計3,750台で前年同月比6.8%増と3ヶ月ぶりに増加しました。

○登録自動車は合計で13.4%増と3ヶ月ぶりに増加しました。乗用車全体では13.3%増と10ヶ月ぶりの増加、うち普通車が9.6%増と1年ぶりの増加、小型車は18.9%増と2ヶ月ぶりの増加となりました。貨物車全体では24.7%増と8ヶ月連続の増加、その他のバス、特種等

は22.6%減と2ヶ月ぶりの減少となりました。軽自動車は2.0%減と2ヶ月連続の減少、小型二輪車の減少となりました。軽自動車は2.0%減と2ヶ月連続の減少、小型二輪車の減少となりました。

別表 4月新車新規登録・届出数

登録自動車	乗用	8年4月		増減	率
		前年同月	増減		
乗用	普通	1,156	1,055	101	9.6
	小型	817	687	130	18.9
計		1,973	1,742	231	13.3
貨物		268	215	53	24.7
その他		48	62	▲14	▲22.6
計		2,289	2,019	270	13.4
軽自動車		1,387	1,416	▲29	▲2.0
小型二輪車		74	75	▲1	▲1.3
総合計		3,750	3,510	240	6.8

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車等である。
2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値